合併協議の進行状況について、
ご報告申し上げます。

令和7年7月

遠州の森林をみらいへ

掛川市森林組合・森町森林組合　合併協議会 進行報告

P1.　組合員のみなさまへ
P2.～3.　合併協議の進行状況、協議会でまとめた「みらいの組合」のすがた①
P4.　みらいの組合のすがた②、組合員説明会のご案内、
　　よくあるご質問（Q&A）

組合員のみなさまへ

日頃より森林組合の事業にご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

私達をとりまく林業の環境は、人口減少や担い手不足など年々厳しさを増す一方、資源・環境・防災・サービス産業などの面から新たな可能性が広がりつつあります。だからこそ今、地域の森林とともに生きるという原点に立ち返り、将来にわたって組合員の皆さまのご期待に応えていける体制を築いていくことが必要です。

掛川市森林組合と森町森林組合は、20年を超える職員間の交流や森林認証の共同取得を通じて連携を深めてきました。これを発展させ「ともに歩み、ともに未来をつくる」という想いのもと、新たな時代にふさわしい連携像を模索する業務提携研究会を経て、令和6年10月に合併協議会を設立しました。

これまでの合併協議会において、地域の特色を尊重しながら慎重に議論を重ねてまいりましたが、今日、関係者の皆さまのご協力を得ながら多くの検討課題を乗り越え、皆さまに現時点の状況を報告できる段階に至りました。本資料にて両組合の合併の概要、進捗、今後の予定、方針をまとめています。是非ご覧ください。

この合併に向けた取り組みは、両組合が長く積み重ねてきた協力と信頼関係を土台に未来を見据えた選択肢であり、新たなスタートです。組合員の皆さまとともに、知恵と力を結集し、地域と森林の未来をともに切り拓いてまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

森町森林組合　代表理事組合長　甚沢万之助

掛川市森林組合　代表理事組合長　榛村航一

みらいの組合のすがた ②

組合員数
1,330名
（正組合員672名、准組合員658名）

組合員所有林面積
12,671ha

出資金
73百万円

職員数
44名
（正職員34名、臨時職員10名）

素材生産量
9,000㎥
（令和8年度 計画）

事業規模
728百万円
（事業総収益ベース）

※いずれも合併基準日（令和6年10月31日時点）における掛川市森林組合と森町森林組合の合計値
合併が実現した際における新組合の値は変わることがあります

組合員説明会のご案内

✓ 合併協議会での検討内容や新しい森林組合の構想・計画についてご説明します。

✓ 組合員のみなさまの声をお聞かせください。

掛川説明会

第1回
令和7年 8月 30日（土）通常総会後
第2回
令和7年 9月　※日時場所は改めてお知らせ

森町説明会

第1回
令和7年 9月 26日（金）通常総代会後
第2回
令和7年 10月　※日時場所は改めてお知らせ

★両組合ともこの他に1週間の説明期間を設け、事務所にて組合員の相談に対応いたします。

よくあるご質問　Q＆A

Q 現在の組合事務所はどうなりますか？

A 合併後も事業所として存続し、地域に応じた迅速な対応を継続します。両事業所で連携し、業務の標準化と効率化を進めます。

Q 出資金はどうなりますか？

A 新組合にそのまま引き継がれます。新組合では出資1口を500円と設定し、組合員の持口数は現出資額を500円で割った数となります。

Q 森林経営計画など、森林の管理で変わることはありますか？

A 基本的に変わりません。既存の森林経営計画は新組合が継承し、新規の計画樹立では全体を考慮し適切に区域設定します。

Q 賦課金はどうなりますか？

A 合併後2年間は賦課せず、その間に必要性を含め慎重に検討します。徴収を再開する場合は新たな仕組みを整え、総会決議を経て実施します。

掛川市森林組合・森町森林組合　合併協議会 ＜事務局＞

掛川市森林組合
〒436-0335　静岡県掛川市大和田320-1
TEL. 0537-25-2111　FAX. 0537-25-2113

森町森林組合
〒437-0208 静岡県周智郡森町三倉826-2
TEL. 0538-86-0211　FAX. 0538-86-0212

合併協議の進行状況

これまでのあゆみ

平成

平成20年ころ～
役職員交流

平成29年
遠州森林認証
グループ発足

両組合の役職員間で、さまざまな交流や協力があり、現在へとつながっています。

令和４～５年

業務提携
研究会

組織力向上研修
実践編

業務提携を深めることによる可能性、方策、課題について検討するとともに、職員の業務協力について検証しました。

令和６年

8~9月 合併協議会 発足

10/18 第１回合併協議会

10/31 合併基準日
※合併に伴う会計処理の基準とする日

連携の目標像を「合併」と定め、組織や事業について具体的な協議を進めてきました。

令和７年

1/24 第２回合併協議会

5/29 第３回合併協議会

新しい森林組合の骨格や統合の方針、基本方針をまとめた「合併の基本事項」や「合併契約書」について協議しています。

ここまで進めてきました

みらいへのみちのり

7月 第４回合併協議会

8~9月 通常総代会（森町）
通常総会（掛川）

ご参加下さい！

組合員説明会

合併協議会での議論や合併組合の将来像についてご説明します。

10月 第５回合併協議会

合併契約の締結
（発効は合併総会・総代会後）

合併総会・合併総代会で合併契約について承認決議いただいた上で、行政庁の認可を得て、正式に新しい森林組合が成立します。

令和８年

１１月 合併総代会（森町）
合併総会（掛川）

合併の可否について組合員に諮ります。

承認 設立委員会

新組合の設立行為

合併認可申請

3月 合併認可（県）

4月1日 遠州みらい森林組合 誕生
（合併登記：合併日）

地域の中核的な森林組合として、組合員と地域のみなさまとの連携を深め、遠州の森林のみらいを創っていきます。

新たな体制で事業開始！

協議会でまとめた「みらいの組合」のすがた ①

名称	**遠州みらい森林組合**　（※新設合併による組合設立）
事務所・所在地	**掛川事業所**　静岡県掛川市大和田320番地の1　（主たる事務所） **森事業所**　静岡県周智郡森町三倉826番地の2
事業の地区	静岡県掛川市、周智郡森町の範囲
事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日
議決機関	総会制
組合員	合併参加組合の組合員を引き継ぎます。 合併により組合員資格が喪失することはありません。
役員	○ 理事11名以内（うち1名以上は実践的能力理事）　任期は3年 ○ 監事3名以内　任期は3年
業務体制	○ 現在ある両組合の事務所はそのまま残り、引き続き拠点として活用します。 ○ 合併参加組合に勤務する職員を引き継ぎます。合併直後の職員配置は、基本的に合併参加組合の勤務地のある事業所が配属先となります。 ○ 職員は事業所間で緊密に連携し業務に当たります。

1. 組織統合の基本方針

どちらか一方に合わせることにこだわらず、両組合の良さを活かし合う創造的な組織統合を目指します。速やかな統合を行いますが、時間を要する事項は緩やかでも確実な統合を目指します。

2. 新しい森林組合の基本方針

掛川市森林組合と森町森林組合は、それぞれ60年以上の歴史を持ち、連携実績も重ねてきました。両組合の強みを活かしながら、新組合は中遠地域の中核的森林組合として、①組合員サービスの向上、②森林の価値創出、③施業提案と実行、④人材育成と職場環境整備、⑤広域展開　を基本方針に掲げ、新たなスタートを切ります。

3. 組合員とのコミュニケーション強化

新組合では、組合員サービスを軸に組合員と森林との「リ・コネクト（結びつきの再構築）」を試み、森林所有への安心感や関心を高めます。組合員資格の変化にも丁寧に対応し、広報紙などで双方向の対話を強化します。

4. 職員の確保・育成・定着に関する方針

長期的な視点で職員を確保・育成し、働きやすく成長できる職場づくりに取り組みます。スキルアップ制度や職員間の円滑な連携、安全衛生やコンプライアンス体制も整え、持続可能で信頼される組織を目指します。

5. 地域の多様な関係者との連携に関する方針

地域住民や教育機関、木材産業、異業種企業、協力事業体などと連携を深め、森林の新たな価値創出と地域づくりに貢献します。